

【1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H27)	目標値 (H31)	平成27年度実施方針	平成27年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成28年度実施方針
福祉総合相談窓口の設置【新規】	福祉部局、企画政策課	設置なし	設置あり	設置あり	機構改革を行い、生活困窮者等の相談窓口を設置。	○ 機構改革を行い、生活困窮者等の相談窓口として、「くらしサポート窓口」を設置した。(相談者数：117人/月)	引き続き「くらしサポート窓口」を開設。
地域たすけあい相談員の配置【新規】	社協	0地区	1地区	9地区	翌年度に向けた相談員の増員手続きを進める。	● 社協に職員2名を地域たすけあい相談員として、兼務で配置した。平成28年度よりさらに増員できるよう、市と調整を行った。	新規職員採用を目指し、募集を行う。
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、社協	14回※	50回	95回	各区等で「計画説明会」を開催。	● 各区において地域福祉計画の住民説明会等の座談会を開催した。(計画説明会：18区、つどいの場説明：9区、その他：6回) また、にぎわい交流館と協力し、団体交流会で説明を行った。協働組織を設置している地区については、地域住民を対象とした住民座談会を開催した。(南ヶ丘・御岳)	引き続き座談会を実施し、地域のニーズに合った支援等について協議。

優先  
◎

※小地域活動モデル地区での過去5年間の開催数

◎ 区・自治会での協働組織の設置	地域福祉課、社協	2か所※	2か所※	19か所	「計画説明会」の中で協働組織の重要性を説明。	● 各区における住民説明会の中で、協働組織の例・立ち上げのための説明を行い、活動を検討される自治会等に出向き、役員向けの説明会を行ったが、設置までには至っていない。	関心の高い地域等を重点に、設置に向けた地域調整を実施。
------------------	----------	------	------	------	------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

※南ヶ丘福祉まちづくり協議会、御岳福祉まちづくりの会

生活支援コーディネーターの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	0人	3人	総合生活支援事業の実施方針を決定。	○ 生活支援体制の整備に向け、市民活動団体、ボランティア、民生委員児童委員、介護保険事業関係者、地域包括支援センター等による勉強会(円卓会議)を開催し意見交換を実施した。(3回)	生活支援コーディネーターの配置。
地域たすけあい会議の設置【新規】	地域福祉課、社協	0か所	0か所	9か所	「計画説明会」の中で地域たすけあい会議の重要性を説明。	● 各区において、地域福祉計画の住民説明会を開催し、地域の助け合いの重要性について説明。(18回)	引き続き座談会を実施し、地域の要望に応じて説明を実施。

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H27)	目標値 (H31)	平成27年度実施方針	平成27年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成28年度実施方針
◎ 横断的な専門部署の個別ケア会議の開催【新規】	地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課、健康課、生活安全課、学校教育課、収納課、社協	未実施	実施	実施	包括ケアの体制づくりに向けた検討会議を開催。	● 地域福祉課、収納課、相談支援員、社協、支援センターなどの職員が連携し、生活困窮者自立支援事業支援調整会議を定期的で開催した。(月1回) また、個々の支援者の状況に応じて、逐次個別ケア会議を開催した。	生活困窮者自立支援事業支援調整会議の充実。相談体制の連携及び強化を検討。
◎ 生活困窮者等に関する研修会開催回数【新規】	社協	0回/年	1回/年	1回/年	研修会を開催。	◎ 「生きづらさを抱える人を支えるために」講演会を開催した。(参加者47名)その後、「若者支援活動立ち上げ講座」を企画し、支援者の養成に努めている。	活動の立ち上げと関係機関とのネットワークを築くための講座等を開催予定。

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H27)	目標値 (H31)	平成27年度実施方針	平成27年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成28年度実施方針
当事者交流会の場づくり	地域福祉課、社協	3か所※	3か所※	5か所	新規交流会のためのアンケート等を行う。	◎ 生きづらさを抱える若者の支援者となる、「若者支援活動立ち上げ講座」の受講者と共に、支援活動について考えた。	継続して若者支援活動を支援者と共に考え、ニーズに応じた居場所づくりを検討する。

※介護者のつどい、精神障害者の居場所「すばる」、認知症カフェ

生活保護世帯の就労率	地域福祉課、社協	69%	73%	75%	生活困窮者自立支援事業を開始。	● 支援員による定期的な面談や情報提供を行い、安定した生活に向けた自立支援を行っている。	引き続き、自立に向けた支援を実施。また、生活困窮者自立支援事業を推進することにより、生活保護を受給する前に就労できる環境を支援。
------------	----------	-----	-----	-----	-----------------	----------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H27)	目標値 (H31)	平成27年度実施方針	平成27年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成28年度実施方針
◎ 見守り活動養成人数	地域福祉課、社協	4,193名※	4,990名	5,500名	まちの守り人講座等を開催。	○ つどいの場を含めた地域活動に関心がある方対象に、「居場所づくり」や「つながりを生む仕掛け」などを学ぶ「場リスタ養成講座」を開催した。(連続5回講座のうち、3回までの参加者延べ85名) ◎ その他、災害ボランティアコーディネーター養成講座、傾聴ボランティア養成講座にて、活動者の養成を行った。 認知症サポーター4,849人、災害ボランティア107人、傾聴ボランティア111人	引き続き、各種養成講座を開催。

※認知症サポーター3,997、災害ボランティア101、傾聴ボランティア95

こども110番登録戸数	学校教育課	548戸	536戸	600戸	学校等を通じた啓発を行う。	○ 教育委員会と学校を中心として啓発を行い、新規登録者の獲得に努めた。新規登録者のところへは学校から先生が直接出向き、通学路こども110番の家として適切な場所であるかを確認した上で、子供達の安全のための協力をお願いをし、看板をお渡ししている。	教育委員会と学校を中心として啓発を行う。
認知症高齢者徘徊模擬訓練実施回数	地域福祉課	0回/年	0回/年	2回/年	実施に向けた検討を行う。	○ 区・自治会関係者、民生委員児童委員、地域包括支援センター等関係者による協議の場を設置し、認知症徘徊時の捜索体制について意見交換を実施した。(会議：2回、地域会議：五色園1回、南ヶ丘5回)	認知症への理解促進を深め、徘徊模擬訓練など地域における取組促進を図る。
防災訓練実施回数	危機管理課	2回/年	2回/年	2回/年	2小学校区で実施。南小、赤池小を予定。	○ 平成27年6月7日(日)南小学校、11月1日(日)赤池小学校の2小学校区で防災訓練を開催し、合わせて約2,200名の参加があった。	西小、竹の山小にて実施予定。
地域の自主防災組織数	危機管理課	32団体	36団体	35団体	区等を対象に啓発を行う。	○ 新たに自主防災組織が設立され36団体となった、	新たな自主防災組織設立への支援を行う。

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H27)	目標値 (H31)	平成27年度実施方針	平成27年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成28年度実施方針
地域の自主防犯組織数	生活安全課	26団体	28団体	29団体	区等を対象に啓発を行う。	○ 2団体の増加について、設立支援を行った。また、青パト実施講習会について市と自主防犯団体で共催した。そのほか、県補助事業400,000円(東山区防犯パトロール隊)について支援を行った。	平成27年度から相談があった、岩藤区の自主防犯団体の設立支援を行う。大学連携として、愛知学院大学と協議を行う。
地域での座談会等開催回数	再掲	14回※		95回			
災害時要援護者数	危機管理課	1,124人	1,092人	1,370人	区等を対象に啓発を行う。	○ 施設入居者や死亡者数が加入者数を上回り、約30人の減少となった。	引き続き、民生委員児童委員や地域の協力を得ながら、災害時要援護者の把握、登録を行う。
高齢者世帯福祉票登録世帯数	地域福祉課	906世帯	1,005世帯	1,150世帯	民生委員児童委員等を通じた啓発を行う。	○ 民生委員児童委員定例会において、実態の把握に努めていただくよう啓発を実施した。	民生委員児童委員等を通じた啓発を、引き続き行う。
民生委員児童委員による赤ちゃん訪問の割合	健康課	98%	97%	100%	母子保健事業等を通じた啓発を行う。	○ 子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月を迎えるまでの全ての乳児がいる家庭を、おおよそ生後2～3か月頃に訪問している。民生委員児童委員・主任児童委員による訪問と助産師等による訪問の2種類あり、保護者に選択してもらい実施した。	引き続き訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合に早期に適切な支援を行っていく。
福祉事業者交流会開催回数【新規】	地域福祉課、社協	0回/年	3回/年	2回/年	福祉事業者に対するアンケート等を行う。	○ 生活支援体制の整備を進めるため、市民活動団体、ボランティア、介護事業関係者等生活支援サービスの担い手との情報の共有・連携強化の場を設置した。(地域支えあい円卓会議：3回)	引き続き、多職種による情報共有及び意見交換の機会を設置。
市民活動に関する相談件数	市民協働課、社協	51件/年	134件/年	100件/年	相談事務の開催場所増設等検討。	● 市民活動の情報発信、市民・団体交流の促進、市民提案型事業の充実を図るため、団体・社協・行政内各部署との連携を強化した。 ○ また、市民活動祭・にぎわい交流館事業等の充実を図り、相談受入体制の充実のため、職員のスキルアップも継続的に行った。 ◎ さらに、社協においては、約2週間ほどの強化期間を年2回設定し、ボランティア相談を図書館にて追加実施した。ボランティア紹介のパネル展示やボランティアニーズアンケートを実施した。	広報、市民活動ガイドブック、団体イベントカレンダー等による市民への啓発及び団体訪問・相談支援等による団体の活動支援の強化。市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業の充実。市民活動祭の充実。社協においては、引き続き、図書館での相談を実施。ボランティアのニーズを明確にして、ボランティア活動を希望する方に合った効率的な情報提供を行う。
各種ボランティア養成講座受講者延人数	社協	265人/年	289人/年	300人/年	新規講座を開設する。	◎ 障害者支援に関する体験が出来るボランティア入門講座や退職者男性を狙ったボランティアサンタ養成講座等を新設し、活動に向けた初期支援を行った。その他、全7つの養成講座において、活動者の養成を行った。(災害ボランティアコーディネーター養成講座、ボランティア入門講座、点訳ステップアップ講座、聴覚障害者サポートボランティア養成講座、サンタボランティア養成講座、傾聴ボランティア養成講座、おたっしゅボランティア)(254人) ○ また、市では近隣市町と協力し、手話体験講座(18人)、手話奉仕員養成講座(17人)を行った。	関連する養成講座を結びつけ、幅広い参加者と周知の拡大を目指し、講座の見直しを行う。

【4】地域福祉活動の継続支援に向けた情報の集約と支援体制の再編

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H27)	目標値 (H31)	平成27年度実施方針	平成27年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成28年度実施方針
◎ 地域の人材情報の集約【新規】	地域福祉課、市民協働課、生涯学習課、社協	未実施	実施	実施	情報集約のシステム検討会議を開催。	● 団体・社協・行政内各部署との連携を強化し、協働担当者会議を開催した。社協とにぎわい交流館の人材情報の整理を行い、市民活動団体の情報をまとめたガイドブックを作成した。ガイドブック作成の際には、広報等でも募集し、あわせて人材情報を集約した。	ボランティアセンターでの個人登録の推進。集約された情報の、提供方法や活用方法などを検討。
助成金等の情報の集約【新規】	地域福祉課、社協	未実施	未実施	実施	情報集約のシステム検討会議を開催。	● 団体・社協・行政内各部署との連携を強化し、協働担当者会議を開催した。情報の集約の検討のため、既存情報の確認と市独自の情報について情報収集を行う。	引き続き、連携会議を行い、情報の提供方法について、協議・検討。
空家等の情報集約【新規】	地域福祉課、都市計画課、社協	未実施	実施	実施	市内の空家等の調査を行う。	○ 区長・市民から提供頂いた情報などを用い、空家と思われる戸建て建築物を対象に外観目視による現地調査を行い、空家と判断される建築物の所有者に対して、今後の管理活用方法などについて確認するためのアンケート調査を実施し、空家のデータベースを構築した。 ◎ また、中央福祉センターの利便性の向上を図るため、利用団体登録について、社会福祉法人や市民活動団体などに対する利用登録を検討し、実施した。	空き家データベースの活用。空き家を用いた地域活動に関する事例を参考とし、地域に応じた提案を行う。
◎ 福祉有償運送実施事業者数	地域福祉課、社協	1事業者	1事業者	3事業者	福祉有償運送等支援者養成事業を開始。	○ 福祉有償運送事業者の新規立上げを支援するため、事業実施団体を公募し補助金を交付した。(補助金交付：2団体、3,000,000円見込み)	4～5月に2事業者が事業を開始するため、市民への周知及び効果的な運営方法について、協議を行う。

【5】つどいの場の創設支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H26)	現状値 (H27)	目標値 (H31)	平成27年度実施方針	平成27年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成28年度実施方針
◎ つどいの場の開設	地域福祉課、社協	22カ所※	47カ所	50カ所	「計画説明会」の中で「つどいの場」の重要性を説明。並行して、「つどいの場」支援の実施方針を決定。	● 「計画説明会」の中で、「つどいの場」の重要性を説明し、開設希望者へ相談に乗るなどの支援を行った。 ○また、「つどいの場」プロジェクトとして設置運営マニュアルや啓発物品の作成を行い、その中で「つどいの場」の整理を行った。 市民による新規立ち上げや運営の支援については、運営団体への補助金を事業内容に応じて交付した。  ( ほっとカフェ：15カ所、ぷらっとホーム：6カ所、ふれあい・いきいきサロン：14カ所、体操スポット10カ所 補助金交付：11団体、850,000円(見込み) )	引き続き「計画説明会」の中で「つどいの場」の重要性を説明。並行して、作成したマニュアルや啓発物品を活用し、「つどいの場」の開設や拡充を支援。

※ほっとカフェ9、ぷらっとホーム6、ふれあい・いきいきサロン7

# 若者支援活動立ち上げ講座

～生きづらさを抱える人を支えるために～


①

不登校やひきこもりなど、問題を抱えた人の背景には、様々な要因があります。これらの問題は個人や家族だけの問題ではありません。

問題を抱えた人たちを孤立させることなく地域で支援していくことが、10年後、20年後の私たちの地域を明るく、安定したものにします。

講演会に引き続き、「素敵なまち、日進」をつくるため、自分にも何かできることを一考に考えませんか。

のじり きえ  
講師 野尻 紀恵 氏



神戸常盤女子高等学校教諭、神戸常盤ボランティアセンター長、茨木市教育委員会スクールソーシャルワーカー（SSW）等を経て、平成23年日本福祉大学社会福祉学部准教授に就任。

平成27年4月より日進市教育委員会SSW事業スーパーバイザーとしてSSWを指導・援助している。

防犯、教育、子どもの貧困、SSW論等多くの講演をこなす。

日程	内容	講師
3/9 (水)	①地域で困っている人は誰？	「困った」と伝えられる地域を目指して 困ったを伝えられない地域と困っている人が見えない関係
	ワールトカフェ方式による振り返り	日本福祉大学 准教授 野尻 紀恵 氏
	野尻先生と語り合う	
3/23 (水)	②若者の抱える問題とコミュニケーションを学ぶ	コミュニケーションを持つ若者を理解し、当事者の自尊心を支えるための技術を学ぶ
	若者のひきこもり～学校から引きこもりに至るのはなぜか～	日進市教育支援センター
	事例から学ぶ現況と制度	日本福祉大学 准教授 野尻 紀恵 氏
	傾聴技術	
ロールプレイとケース検討		
3/30 (水)	③つながる支援と活動を考える	仲間づくりと居場所を考える 当事者のやりたいことを考える場とは
	地域のネットワークをITマップにまとめる	日本福祉大学 准教授 野尻 紀恵 氏
	組織と組織をつなげる	日進市市民協働課
	日進市・社協との協働について	日進市地域福祉課 日進市社会福祉協議会

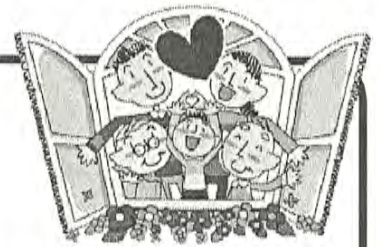
日時：平成28年3月 9・23・30日（水）3日間コース

午前9：30-午後3：00

会場：日進市中央福祉センター 視聴覚室

定員：20名（先着順）

申込み：所定の申込用紙（中央福祉センターにて配布、HPにてダウンロード可）に必要事項を記入の上、日進市社会福祉協議会まで。



【お問い合わせ】社会福祉法人 日進市社会福祉協議会（担当：天野、日岡、鈴木）

TEL\*0561-73-4885 FAX\*0561-73-4954

メール\*info@nisshin-shakyo.or.jp

主催：日進市社会福祉協議会 後援：日進市・日進市教育委員会



# にっしん「場リスタ」養成講座 ①

～あなたも場づくりマスターに！はじめの一步編～

## 全5回分のプログラム

日程	会場	おもなプログラム案	人
<b>【1】</b> 1月23日 (土) 13:30 ～16:00	市役所 南庁舎 第5会議室	<b>出会い、知り合う (コミュニケーション)</b> <input type="checkbox"/> 開講にあたって (前提条件の共有) <input type="checkbox"/> ときほぐし 名札づくり～4つの窓～傾聴 <input type="checkbox"/> 夢語り この講座を通して身に付けたいもの わたしこんなことでなら役に立てます	28
<b>【2】</b> 2月6日 (土) 13:30 ～16:00	市役所 南庁舎 第5会議室	<b>場をあたためる (ときほぐしの技術を学ぶ)</b> <input type="checkbox"/> みんなで、にっしん体操♪ <input type="checkbox"/> 場の力を知る～会場の配置って？ <input type="checkbox"/> チーム力の向上 工事現場～まつがいさがし <input type="checkbox"/> ちよこつと講座～実践「あなたもアイスブレイカー」 <input type="checkbox"/> ふりかえり「やってみて、どうだった？」	29
<b>【3】</b> 2月27日 (土) 13:30 ～16:00	市役所 南庁舎 第5会議室	<b>おもてなし (ゲスト講演と助言&amp;相談会)</b> <input type="checkbox"/> 受講生によるときほぐし <input type="checkbox"/> おはなし 土屋節子さん (元「まちの縁側 MOMO」主宰) <input type="checkbox"/> 班で放そう「お話を聞いて」 <input type="checkbox"/> ゲストによる助言&相談会	28
<b>【4】</b> 3月12日 (土) 13:30 ～16:00	市役所 南庁舎 第5会議室	<b>企画力を高める (対話から創造へ)</b> <input type="checkbox"/> 受講生によるときほぐし <input type="checkbox"/> ちよこつと講座 <input type="checkbox"/> 役割別の班に分かれて作戦会議 * 会場計画班 * ときほぐし班 * テーブルマスター班 * 広報宣伝班	
<b>【5】</b> 3月27日 (日) 13:30 ～16:00	中央福祉 センター 2階 多機能室	<b>さあ実践へ (おしゃべりカフェの開催)</b> <input type="checkbox"/> 受講生によるときほぐし <input type="checkbox"/> おしゃべりカフェ 1巡め、2巡め <input type="checkbox"/> カフェをやってみてのふりかえり <input type="checkbox"/> 講座全体のふりかえり～ひとこと語り <input type="checkbox"/> 講座修了式	

## つどいの場補助金申請一覧

申請 番号	新規 開設等	受付日	団体名	つどいの場の名前	所在地
1		9月25日	ほっとカフェ芦廻間	ほっとカフェ芦廻間	日進市岩崎町
2		9月28日	ほっとカフェ13	ほっとカフェ13	日進市岩崎町
3		9月28日	榎木団地 ほっとカフェ8	榎木団地 ほっとカフェ8	日進市藤枝町
4	○	9月28日	アリスのつどい	アリスのつどい	日進市梅森町
5		9月29日	ほっとカフェ12にこにこ	ほっとカフェ12にこにこ	日進市藤枝町
6		9月29日	ほっとカフェ5香久山	ほっとカフェ5香久山	日進市香久山
7	○	9月30日	椿ソーシャルアイデンティティサポート	いちばん星の図書室	日進市折戸町
8	○	9月30日	NPO法人 スマイルハウス	つどいの場「なごみ館」	日進市東山
9		9月30日	地域交流ふれあい金曜日 楽しもう会	地域交流ふれあい金曜日 楽しもう会	日進市藤塚
10	○	9月30日	いきいき野方	いきいき野方	日進市岩崎町
11	○	9月30日	五色園ほっとカフェ	五色園ほっとカフェ	日進市五色園

# 相談から支援までの流れ

相談無料・秘密厳守

## 1 まずは相談窓口へ。

相談支援員が対応します。

何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合はご自宅に訪問します。

## 2 生活の状況を見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話ください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

## 3 あなただけの支援プランを。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

## 4 支援決定・サービス提供。

完成した支援プランは関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

## 5 定期的なモニタリング。

各種サービスの提供がゴールではありません。

あなたの状態や支援の提供状況を相談支援員が定期的を確認し、支援プランを通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

## 6 真に安定した生活へ

あなたの困りごとが解決されると支援は終了しますが、安定した生活が維持できているか、必要に応じて、相談支援員によるフォローアップがなされます。

生活困窮者自立相談支援事業の取り組みです

# くらし サポート窓口

働きたくても働けない、住む所がない等、  
まずはお困りごとをお聞かせください。  
各関連機関と連携しながら、一緒に考え、  
解決へのお手伝いをします。  
ご家族等からの相談でも受付いたします。

秘密  
厳守

相談  
無料

### ◆くらしサポート窓口◆

#### 【相談窓口】

日進市役所 1階 福祉相談窓口(19番・20番)

#### 【相談時間】

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

☎470-0192

日進市蟹甲町池下268番地

日進市市役所地域福祉課内くらしサポート窓口

電話：0561-73-1497

FAX：0561-72-4554

Eメール：chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp



仕事や生活のことで  
お悩み、お困りの方、  
ご相談ください。

平成27年4月から、

生活困窮者への支援制度が始まりました。

**就職** **住居** **家計管理** 等をサポートします。

仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。  
相談窓口では一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の相談支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた継続的な支援を行います。

収入が不安定で  
生活が苦しい。

失業してしまい、  
なかなか次の仕事  
が見つからない。

息子が引きこもって  
しまい将来が心配。

家計のやりくりが  
上手くできず、保険や  
公共料金が支払えない。



## Q&A

Q:どのような人が対象ですか？

A:原則日進市に居住されている方で、経済的にお困りの方ならどなたでもご相談いただけます。  
どこに相談して良いかわからない心配ごとも、まずはお問い合わせください。



Q:どのような支援が受けられますか？

A:関係機関や専門家と連携しながら、一人ひとりに合わせた支援を行います。  
就労支援員もおります。ハローワークとも連携し、寄り添いながらあなたの生活を支援し、将来的な生活の安定・自立に向けた支援を行います。

## 自立相談支援事業

あなただけの  
支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。

相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かあなたと一緒に考え具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します（管理会社などに代理納付）。  
生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

わかりやすい  
版

# 障害者差別 解消法が できました

この法律は、障害のある人への

差別をなくすことで、

障害のある人も共に生きる社会を

つくることを目指しています。

このリーフレットは、誰にでも  
わかりやすく、  
知的障害のある方などと共に  
読みあいながら作られたものです。

## 質問と 答え いやなことや困ったことが 起こった時には？

**質問 1** 障害のことで差別されたら、  
まずどうしたらいいのですか？

**答え** 役所に相談を受け付けてくれる  
窓口があるのでその窓口で相談してください。  
そこで解決できない場合は、  
他の相談窓口を教えてください。

**質問 2** 差別した会社・お店などは、  
どうなるのですか？

**答え** 会社・お店などの場合は、  
障害のある人にどんな対応をしたか  
役所に報告するように求められたり、  
差別をしないように注意をされます。

**質問 3** 近所の人から差別的なことを  
言われました。その人は  
罰を付けないのでしょうか？

**答え** 障害者差別解消法が禁止しているのは、  
役所や会社・お店などによる差別です。  
この法律が「一人ひとりのすることや  
考えを罰することはありません。  
障害のある人への差別がなく、よう  
国や都道府県または市町村は、障害や障害の  
ある人について、国民が理解を深められるような  
取組をしなければなりません。」

**質問 4** この法律はいつから  
スタートするのですか？

**答え** 平成28(2016)年4月から始まります。



お問い合わせ先 内閣府政策推進部(共生社会政策担当) 障害者施策担当  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館  
電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902 ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>  
協賛: 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 / ビーワルファースト北海道

内閣府

# こんなことで困っていませんか？

障害があることで障害のない人たちとは違う扱いを受けて困った、必要ない工夫や自分の障害に合った必要ない工夫ややり方をしてもらえなかったことはありませんか？



お店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で断られた。



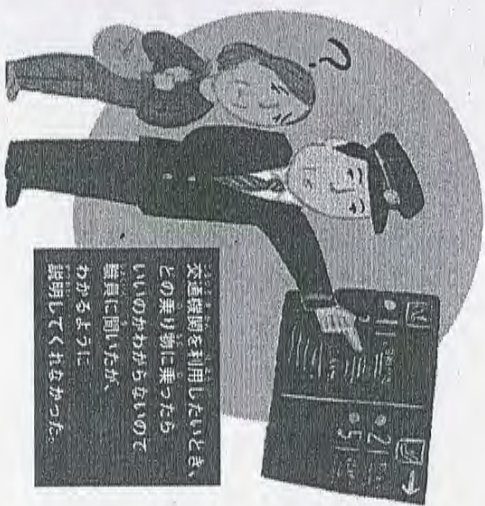
「パークトの裏物をするとき、私には障害があります」と伝えると障害があることを理由に「パークトを貸してくれなかった。」



災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えるのに、必要な情報が発声でしか伝えられなかった。



大ホールや会議室などで、聴覚障害があることを理由に入室を断られた。



交通機関を利用したいとき、どの乗り物に乗ったらいいのかわからないので職員に聞いたが、わからない。



世間の会議に呼ばれたので、わかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

## 「不当な差別的取扱い」

例えば「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

## 「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはもちろん情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫やリ方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。障害者差別解消法では「役所や会社、お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

## 役所と会社・お店などはちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らないようにできるだけの努力が求められています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはイケない	してはイケない
合理的配慮	しなければならぬ	するよう努力

みんなの声を受けて、障害者差別解消法ができました。

ただし、合理的配慮のために、例えば、お金がかかりすぎることもあります。その場合、他の工夫やリ方を考えることとなります。